

# 財務調査課関係資料

1 .	基金の積立て状況等の「見える化」の推進について	1
2 .	地方単独事業（ソフト）の決算情報の「見える化」の推進について	2
3 .	地方公会計の更なる活用について	3
4 .	地方公共団体財政健全化法の適切な運用について	9
5 .	過疎債・辺地債について	10
6 .	若者定着に向けた地方創生の取組について	11

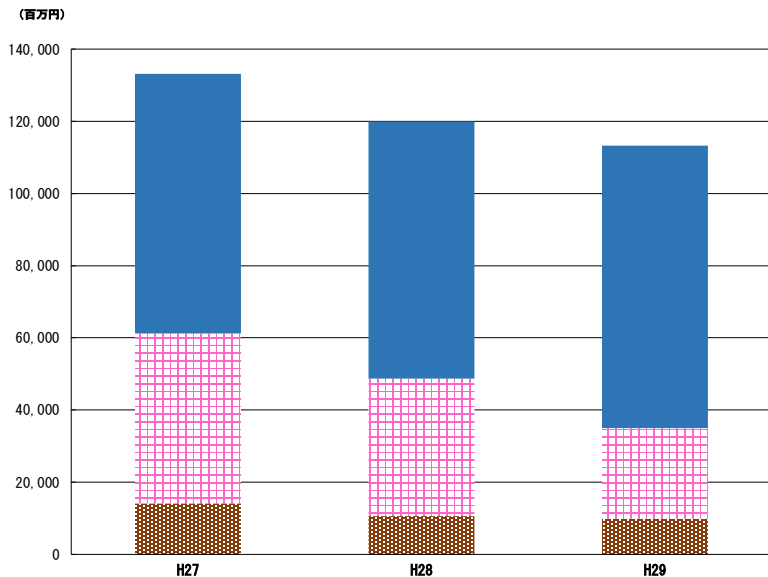
令和 2 年 1 月 2 4 日  
総務省自治財政局財務調査課

# 基金の積立て状況等の「見える化」の推進

「経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)」「(改革工程表に沿って、(略)地方自治体の基金の見える化(一覧化を含む)に、引き続き着実に取り組む。)を踏まえ、引き続き、すべての地方公共団体における基金の積み立て状況等を以下の様式により公表

## 【記載の具体例】

(11) 基金残高(東日本大震災分を含む)に係る経年分析(北海道)



区分	年度	H27	H28	H29
財政調整基金	財政調整基金	14,134	10,616	9,875
	減債基金	47,115	38,130	25,132
その他特定目的基金	その他特定目的基金	71,924	71,192	78,276
	北海道森林整備担い手対策基金	13,083	13,083	13,083
	北海道国民健康保険財政安定化基金	832	2,474	10,338
	北海道北方領土隣接地域振興等基金	10,070	10,051	10,022
	北海道文化基金	10,000	10,000	10,000
	北海道地域医療介護総合確保基金	8,702	9,048	8,369
	基金残高合計	133,172	119,938	113,282

### 基金全体

(増減理由)

北海道国民健康保険財政安定化基金に国庫補助金を積み立てたこと等により特定目的基金の残高が増加した一方、道債の繰上償還等のために減債基金を取り崩したことなどにより、基金全体としては66億円の減となった。

(今後の方針)

平成31年度まで道債の繰上償還の財源として減債基金の活用を予定していることや、特定目的基金では用途に応じた事業実施が見込まれていることから、今後基金残高は減少傾向にある。

### 財政調整基金

(増減理由)

法定積立分の減等による減少

(今後の方針)

厳しい財政状況が続く中、翌年度予算の財源不足に充てるため、財源の年度間調整として一時的に積立し、翌年度ほぼ全額を取り崩している状況にあるため、後年度予算の財源確保として年間を通じた執行残等の財源を活用しながら積立てに努めるほか、将来的には、実質赤字比率の早期健全化基準である標準財政規模の3.75%相当額(概ね500億円程度)の積立てを目指す。

### 減債基金

(増減理由)

道債の繰上償還等のため取り崩しを行ったことによる減少

(今後の方針)

直近で実質公債費比率の上昇が見込まれる平成30年度から平成32年度の3年間における比率の改善を図るべく、30年度及び31年度において、繰上償還の財源として各年80億円程度活用予定。

### その他特定目的基金

(基金の用途)

北海道森林整備担い手対策基金：森林整備の担い手としての林業労働に従事する者の労働安全衛生の確保に関する経費等の財源に充てるための基金。

北海道国民健康保険財政安定化基金：国民健康保険の財政の安定化を図るために必要な事業に要する経費の財源に充てるための基金。

(増減理由)

北海道国民健康保険財政安定化基金：国庫補助金78億円を積み立てたことによる増。

北海道航空振興基金：平成32年度からの道内7空港民間委託に伴い、運営権者への空港ビル運営承継のために売却した北海道空港(株)の道保有株式の売却益24億円を積み立てたことによる増。

(今後の方針)

北海道国民健康保険財政安定化基金：市町村による保険給付の状況等を勘案し、不足額に相当する額として平成30年度に80億円程度を取り崩す見込み。

北海道安心こども基金：平成33年までの基金であり、子育て支援対策事業等を実施するため、平成31～33年までの間、年間3億円程度を取り崩す見込み。

※ この他、基金残高等一覧(財政調整基金、減債基金、その他主要特定目的基金の年度末残高や増減等を一覧化したもの)を公表

# 地方単独事業（ソフト）の決算情報の「見える化」の推進

- 地方単独事業（ソフト）について、
  - ・ 平成25年度決算分から、一般行政経費（単独事業）に係る各都道府県の決算額を、民生費や商工費といった目的別で公表
  - ・ 平成28年度決算分から、全ての地方公共団体の単純合計額から団体間の重複額を控除した純計額を公表
- 加えて平成29年度決算分について、趣旨・目的が共通する経費を一つの区分とすることが適当との考え方の下に、371の歳出小区分を設定し、試行調査を実施



- 平成29年度決算に係る試行調査を行い明らかになった課題について以下のとおり対応の上、平成30年度決算に係る試行調査を実施中

主な課題	対応
歳出区分の設定のあり方	地方公共団体からの意見を踏まえた適切な歳出区分の設定
歳出区分への計上精度の向上	記載要領の明確化
システム改修による対応の必要性・コスト	各地方公共団体の財務会計システムの現況や改修に要する経費の把握
各地方公共団体における事務負担	十分な調査スケジュールの確保

(参考) 経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)(抜粋)  
(見える化、先進・優良事例の横展開)

「地方財政計画の一般行政経費(単独)と対応関係にある地方単独事業(ソフト)に関して、試行調査を行い明らかになった課題(※)に配慮しつつ検討を行い、法令との関係を含めて引き続き見える化に取り組む。その際、試行調査における歳出区分の適正化や歳出区分への計上精度の向上を着実に進めるとともにICTを活用することにより、地方自治体の業務負担を軽減することを検討する。」

※歳出区分の設定のあり方、歳出区分への計上精度の向上、システム改修による対応の必要性、各地方公共団体における事務負担やシステム対応に伴うコスト等。

# 地方公会計の「見える化」の推進

統一的な基準による固定資産台帳や財務書類から得られた指標を用いた分析等を行い、公共施設等の適正管理をはじめとする資産管理や予算編成等に活用されるよう、各地方公共団体の作成した財務書類の情報やストック情報(市全体、施設類型ごと)を比較可能な形で公表。

## 【財務書類の「見える化」】

### 財務書類の概要

平成28年度 財務書類に関する情報①

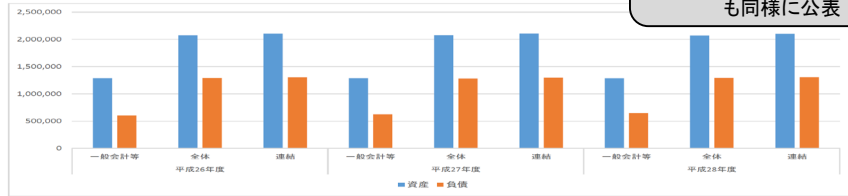
団体名 新潟県新潟市  
団体コード 151009

人口	800,112 人(H29:11現在)	職員数(一般職員等)	5,579 人
面積	726.45 ㎦	実質赤字比率	- %
標準財政規模	185,004.341 千円	運営経費赤字比率	- %
類似団体区分	政令市	実質公債費比率	11.1 %
		将来負担比率	139.6 %

### 1. 資産・負債の状況

一般会計等	(単位: 百万円)		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
資産	1,282,135	1,289,193	1,285,386
負債	600,199	625,860	646,511
全体	2,078,037	2,079,857	2,072,377
負債	1,239,643	1,281,973	1,293,119
連結	2,106,593	2,109,388	2,100,713
負債	1,302,788	1,295,443	1,305,918

- 行政コストの状況
  - 純資産変動の状況
  - 資金収支の状況
- も同様に公表



分析:  
平成28年度の一般会計等において資産の総額は、前年度に比べて28億円の減となっている。これは消防局庁舎移転新築や魚田清掃センター基幹改良工事などの大規模工事が平成27年度で完了し、平成28年度においては施設整備による資産の形成が前年度に比べて減少し、減価償却分の方が多くなったため、有形固定資産が減少した影響が大きい。  
負債の総額は、前年度に比べて207億円の増となっている。固定資産の財源である地方債について、生活・インフラの整備や新潟駅周辺整備事業などにおける地方債の発行、臨時財政対策債の発行などによるものである。  
連結での資産総額は2兆1,007億円である。これは下水道事業会計(5,866億円)をはじめとする公営企業会計の公共資産が加算されることによるものである。また、負債総額は1兆3,059億円であり、これも資産同様下水道事業会計(5,535億円)及び水道事業会計(788億円)などの加算によるものである。

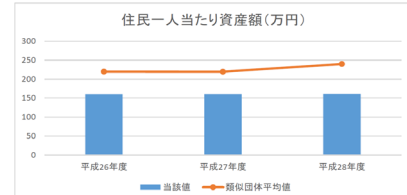
## 地方公会計に係る指標

平成28年度 財務書類に関する情報②(一般会計等に係る指標)

### 1. 資産の状況

#### ①住民一人当たり資産額(万円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
資産合計	126,713,476	128,819,257	128,538,882
人口	804,413	802,936	800,112
当該値	160.0	160.4	160.7
類似団体平均値	219.8	219.5	240.0



### 分析欄:

#### 1. 資産の状況

平成28年度決算を類似団体と比べると、「市民一人当たり資産額」は低くなっている。これは、類似団体に比べ地価が低いことが影響し、市民一人あたりの土地資産額が低いことが影響していると考えられる。  
また、「有形固定資産減価償却率」は他団体に比べて低くなっていることから、他団体に比べ新規施設の整備がされていると考えられる。

- 資産と負債の比率
  - 行政コストの状況
  - 負債の状況
  - 受益者負担の状況
- も同様に公表

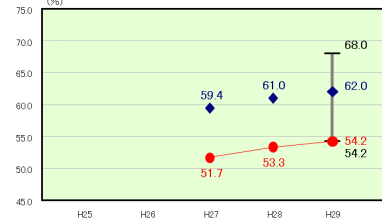
## 【ストック情報の「見える化」(財政状況資料集の充実)】

### 有形固定資産減価償却率(全体)

類似団体内順位 19/19 全国平均 59.3 新潟県平均 54.0

#### 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率 [54.2%]



**有形固定資産減価償却率の分析欄**  
平成26年度まで合併建設計画により、道路や下水道等のインフラ整備をはじめ、文化施設、スポーツ施設の整備、学校の改築等を中心に施設整備を進めてきたことから、有形固定資産の減価償却率は低い傾向にある。今後は、有形固定資産の減価償却額が増加するため、減価償却率も上昇傾向となっており、引き続き平成27年に策定した「新潟市財産推進計画」に基づき、施設の最適化を進めていく。

### 施設類型ごとの有形固定資産減価償却率、一人当たりの面積等

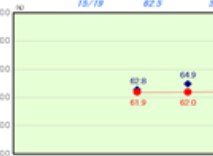
#### 【橋りょう・トンネル】有形固定資産減価償却率

類似団体内順位 13/18 全国平均 56.9 新潟県平均 51.6



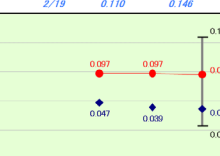
#### 【学校施設】有形固定資産減価償却率

類似団体内順位 15/19 全国平均 62.5 新潟県平均 58.9



#### 【認定こども園・幼稚園・保育所】一人当たり面積

類似団体内順位 2/19 全国平均 0.110 新潟県平均 0.148



### 施設情報の分析欄

新潟市は市民一人当たりの公共施設(行政財産)の保有面積が高く、公営住宅及び児童館を除く各施設の一人あたり面積は類似団体に比べて高い状況である。また、平成26年度まで合併建設計画により施設整備を進めてきたことから、有形固定資産の減価償却率は低い傾向にある。橋りょうは市内に4,000橋を超える数があり、高度経済成長期の始まりに境に集中的に整備してきたことから、今後建設後50年を超えるものが増大するため、橋りょうのアセットマネジメントによる計画的な維持管理を進めている。  
学校施設は老朽化が進んだ施設の建替え等により、減価償却率が横ばいとなった。今後も老朽化や統廃合による更新時期にあわせて、市民の利便性の向上や効率的な管理につながる多機能化、複合化の検討を行う。  
認定こども園等の一人当たりの面積は、類似団体に上位であり、今後は老朽化した施設、利用需要に対して面積が狭い施設、児童数の増加や減少が著しい施設について、統廃合を含めた検討を行う。

### 施設類型:

道路、橋りょう・トンネル、公営住宅、港湾・漁港、認定こども園・幼稚園・保育所、学校施設、児童館、公民館、図書館、体育館・プール、福祉施設、市民会館、一般廃棄物処理施設、保健センター・保健所、消防施設、庁舎

# 「地方公会計の推進に関する研究会（令和元年度）」について

## 1. 趣旨

統一的な基準による財務書類の作成・開示及び固定資産台帳の更新が毎年度適切に行われるとともに、公会計情報が資産管理や予算編成等により一層活用されるよう、日常の行財政運営における具体的な活用手法、公会計情報の分析及び更なる「見える化」等の検討を行うため、「地方公会計の推進に関する研究会（令和元年度）」を開催する。

## 2. 主な検討内容

- (1) 財務書類・固定資産台帳の作成・更新、公表に関する課題の整理
- (2) セグメント分析(事業別等)の基本的な考え方及び手順等の整理
- (3) 資産の適正管理に向けた公会計情報の活用
- (4) 財務書類等の更なる分析

## 3. 開催期間

令和元年6月～令和2年3月（6回を予定）

## 4. 構成員

(座長)	小西 砂千夫	関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授	※敬称略
(メンバー)	安住 秀子	横浜市財政局財政部財政課財政調査担当課長	
	天川 竜治	熊本県宇城市総務部次長	
	大塚 成男	千葉大学大学院社会科学研究院教授	
	藏田 一成	東京都会計管理局新公会計制度担当課長	
	小室 将雄	有限責任監査法人トーマツパートナー 公認会計士	
	穴戸 邦久	新潟大学経済学部教授	
	菅原 正明	公認会計士・税理士	
	関口 智	立教大学経済学部経済政策学科教授	
	高橋 晶子	EY新日本有限責任監査法人シニアマネージャー 公認会計士	
	田中 弘樹	愛媛県砥部町企画財政課課長補佐	
	中川 美雪	中川美雪公認会計士事務所代表	

## 5. 研究会に関する資料

・各回の研究会の開催に関する資料については、総務省のホームページにおいて公表。

「地方公会計の推進に関する研究会（令和元年度）」

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/chihokou\\_sokushin\\_r1/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihokou_sokushin_r1/index.html)

・令和2年3月を目途に研究会報告書を取りまとめ、公表予定。

# 予算と公会計の科目の統一化の取組（鳥取県琴浦町）

## 事例概要

- 琴浦町では、期末一括仕訳を採用しており、予算科目から勘定科目の特定ができないものは、決算確定後に各事業担当課へのヒアリングで確認を要していたところ、あらかじめ予算科目の細々節に公会計上の仕訳を登録することにより、財政担当課、事業担当課双方の財務書類等の作成業務の精緻化・効率化を図った。

## 取組内容

- 財務書類の作成にあたり、従来、決算確定後に各事業担当課へのヒアリングにより勘定科目を確認していたが、財政担当課職員の提案により、あらかじめ予算科目の細々節に公会計上の仕訳を登録することとした。
- 平成31年度予算から運用するため、当初予算の入力が始まる平成30年11月に間に合うよう、財政担当課で細々節を設定し、システムを修正。予算入力時に各事業担当課が選択できるようにした。
- 予算査定時に、各事業担当課から事業内容の説明を受けて、財政担当課が細々節を確認し、その際に勘定科目が特定できなかったもののみ、決算確定後に事業担当課へヒアリングを実施。
- 導入にあたっては、予算編成方針の説明会の場を使って、細々節の選択方法、仕訳ルールについて説明し、庁内周知を行った。

【導入までのスケジュール】

H30						H31		
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
導入検討			予算編成稼働					
細々節科目設定								
	システム設定							
		庁内説明会						

【細々節への登録イメージ】

細 節	細々節の科目（設定前）	細々節の科目（設定後）
委託料	（設定なし）	1.委託料（資産外）
	資産計上するものと、 費用計上するものへと分割	2.委託料（事業用資産）
		3.委託料（インフラ資産）

## 効果等

- 予算査定時に各課から事業内容を聞きながら仕訳の確認（細々節の確認）を行うことで、仕訳精度が向上した。
- 財政担当課、事業担当課双方のヒアリングに費やす時間、労力を削減することができる。
- 予算編成時点で仕訳がほぼ完了するため、決算確定後の作業時間が大幅に短縮される。
- 期末一括仕訳のため、財政担当課以外公会計に対する認識が薄かったが、全庁的に認識をしてもらうきっかけとなった。

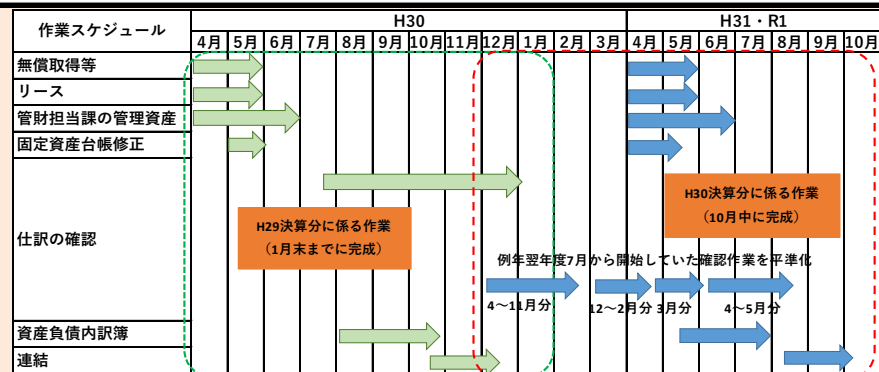
# 財務書類等作成の早期化を通じた作業の効率化・負担軽減（茨城県土浦市）

## 事例概要

- 財務書類等の活用にあたっては早期作成が必須と考え、これまで行っていた仕訳等の作業スケジュールを抜本的に見直し、前倒し・平準化することで、財務書類等の作成が早期化され、結果的に、作業の効率化・負担軽減も実現した。

## 取組内容

- 仕訳の確認作業について、これまで出納閉鎖後に事業担当課で確認を行っていたが、作業量が多く、財務書類等の作成が遅れていた。
- 従来、対象決算年度の翌年度7月頃からまとめて作業していたものを、平成30年度決算分からは、4～11月分、12～2月分、3月分、出納整理分の4回に分けて、平成30年12月頃から確認作業を開始し、作業の前倒しと平準化を実施。
- なお、最終的な仕訳の確認は委託業者が行っているが、疑義があれば財政担当課と協議。また、財務書類の納品時には、「統一的な基準による財務書類作成チェックリスト」を活用し、整合性を確認している。
- これにより、平成30年度決算分については、令和元年10月末に財務書類が完成した。



### 【確認作業の流れ】 ※①～④の作業を事業担当課及び財政課で実施

① マッチング表	伝票単位で資産か費用か仕訳
② 仮勘定台帳の管理	マッチング表から追加、工事完了後に削除
③ 異動データワークシート	固定資産台帳へ追加する資産単位で記載
④ 資産配分表	複数の伝票を複数の資産に配分するシート

→ 作業にあたり、毎年説明会を開催し、確認事項を共有している

## 効果等

- 年間を通じて作業が平準化された。
- 日々の業務に確認作業が組み込まれたことで、伝票内容を覚えているうちに確認作業ができ、担当者の負担軽減や作業時間の短縮に繋がった。
- 伝票作成時から仕訳のことも意識するようになり、作業の効率化が図られた。
- 財務書類の完成時期が、翌年度1月末頃から、翌年度10月末頃に早期化された。

# 固定資産台帳を活用した受益者負担の適正化（東京都国立市／新潟県聖籠町）

## 事例概要

- 使用料・手数料の見直しに際して、行政サービスの原価に受益者負担割合を乗じることで、理論上の適正価格を算出し、それを踏まえて、料金改定を実施。行政サービスの原価の計算に当たっては、施設等の減価償却費を含めることとし、その際、固定資産台帳のデータを活用。

## 東京都国立市の取組内容

- 受益者負担の適正化に向けた検討が必要であることなどを踏まえ、使用料・手数料の定期的な見直しを見据えて、原価と受益者負担割合に基づく統一的な料金の算出方法を定めた「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」を令和元年9月に策定。

- 使用料・手数料の原価計算においては、人件費や物件費等に加え、減価償却費を対象として積算。

$(人件費) + (物件費) + (維持補修費) + (補助費等) + (公債費(利子分)) + (減価償却費)$

- 減価償却費は、建物及び附属設備、管理システム等のソフトウェアの減価償却費の当該年度分とし、固定資産台帳に計上されている取得費用と法定耐用年数に応じて算出。

## 新潟県聖籠町の取組内容

- 平成30年度に策定した「行財政改革大綱」において、改革の視点の一つに「受益者負担」が挙げられたことを踏まえ、令和元年7月に「聖籠町手数料、使用料等調査審議委員会」を設置し、手数料・使用料の見直しを諮問。

- 委員会における検討で、施設の維持管理や事務サービスに係る実際の費用（サービスの原価）について、施設の使用料のサービスの原価については、減価償却費を含めることとし、固定資産台帳のデータを活用して算出。

$(人件費) + (物件費等※1) + (減価償却費※2)$

※1:賃金、需用費、委託料、使用料及び賃借料、その他経費  
※2:定額法によって算出

## 効果等

- 使用料・手数料の改定を行うための基準として、施設利用や役務の提供に係る行政コスト（原価）を明らかにし、その際、固定資産台帳を活用して、減価償却費を含めた基準額を算出することにより、透明性・公平性を担保し、より適切に受益者負担の適正化に向けた見直しを実施することが可能となる。



# 固定資産台帳を活用した未利用資産の有効活用事例

## 宮城県大崎市の取組事例（売却・貸付可能資産の公表）

- 固定資産台帳の情報をもとに保有している売却・貸付が可能な財産の一覧表を作成し、市のホームページにおいて、公表。
- 公募等により、民間事業者等に売却・貸付を実施。

### 市のホームページ掲載イメージ

施設名称、地域、所在地、地目、面積等を一覧化し、公表

固定資産台帳番号	施設名称	地域	所在地	地番	現況地目	面積(㎡)	備考	所管課
15013	北郷第一丁目 雑種地(貸付財産)	古川	北郷第一丁目	175	2 雑種地	155		総務部財政課
30025	三本木字廻山 宅地	三本木	三本木字廻山	63	13 雑種地	650.45		土木部建設生活環境課
30027	菅野派出所跡地	三本木	南谷地字千刈田	285	1 宅地	376.17	平成25年4月18日で廃止	土木部建設生活環境課
30175	旧伊達野邊橋所跡地	三本木	伊達野邊山	35	8 雑種地	731.24		土木部建設生活環境課
42001	本郷道字助左衛門跡(公園)(貸付財産)	鹿島台	本郷道字助左衛門浦	77	2 宅地	716.8		土木部建設生活環境課
42003	平渡字渡待敷 宅地(貸付財産)	鹿島台	平渡字渡待敷	29	47 宅地	210.05		土木部建設生活環境課
42003	平渡字渡待敷 宅地(貸付財産)	鹿島台	平渡字渡待敷	29	48 宅地	123.32		土木部建設生活環境課
50083	岩出山下真山佐野 宅地	岩出山	岩出山下真山佐野	19	1 宅地	788.58	(建物(有))	土木部建設生活環境課
62005	鴨子温泉字第三雑種地(貸付財産)	鴨子温泉	鴨子温泉字第三	79	166 山林	239		土木部建設生活環境課
70138	JAMのりの倉庫敷地(貸貸借)	田尻	大真字上長根	3	宅地	3144.21		田尻建設生活環境課
70184	真城こども公園(使用貸借)(道路併用)	田尻	沼部字流尾	10	4 雑種地	126		田尻建設生活環境課
70190	一風JAMのりの倉庫敷地(使用貸借)	田尻	大真字上長根	4	5 雑種地	2702	消防倉庫は除く	田尻建設生活環境課

## 岡山県真庭市の取組事例（未利用資産の活用策の提案募集）

- 固定資産台帳の情報をもとに保有している遊休土地等を洗い出し、市のホームページにおいて、売却対象となる「物件一覧表」を公表。
- 活用の実施主体になろうとする市民や事業者から、自由で創意工夫に富んだ発想やノウハウを生かした提案を募集。
- 活用の提案があった物件について、市で内容を協議し、課題を整理した後、対象物件について活用内容の条件をつけて入札の上、売却(旧教員住宅1棟(建物・土地)を売却)。

### 未利用市有地の活用提案を募集します

### 市のホームページ掲載イメージ

最終更新日時 2019年10月18日(金曜日) 09時54分 コンテンツID 2-1-5-11425 印刷用ページ

地域: 情報発信元: 財産活用課 久世本庁舎3階

～皆様からの御提案をお待ちしています～



旧中津井駐在所跡地(上中津)



旧有藤中学校体育館跡地(西)



旧湯原強いの家跡地(豊栄)

## 熊本県芦北町の取組事例（未利用資産の情報の庁内共有）

- 固定資産台帳の情報をもとに遊休公共施設等の一覧について、庁内で情報を共有している。
- 商工観光課と連携し、企業誘致に活用する物件情報については、パンフレットや熊本県企業誘致連絡協議会(企業立地ガイド KUMAMOTO)のホームページを通じ、随時情報提供している。
- 民間企業から申出があった物件について、町の条例に基づき、貸付等を実施している。
- これまで、廃校となった小学校校舎を有効利用し工場やサテライトオフィスとして企業への貸し付けを実施。

### 企業立地ガイド KUMAMOTO

### 熊本県企業誘致連絡協議会における掲載イメージ

#### 用地検索

#### 旧国民年金保養センター きゅうこくみんねんきんほようせんとー



最高空港から: 78Km  
福岡空港から: 170Km  
八代港から: 30Km  
新水俣駅から: 20Km  
芦北町から: 5Km  
海岸から: 近い  
原尻から: 遠い

物件番号	44
所有者	芦北町
所在地	芦北町藤木山1 6 6 0 - 5
区分	販売
用途区分	現況: 都市計画区域
種別	建屋付売買、建屋付賃貸
建築基準法	建ぺい率: 70% 容積率: 200%
工場立地法	緑地率: 20%
地質	
用水	
電力	6kV: 0Km 22kV: 2Km 変電所: 4Km
通信	
規制	
優遇策	市町村補助金・用地取得補助金・雇用促進補助金 固定資産税・3ヶ月免除
区画	区画①
価格	
面積	14,682.13㎡

総財務第70号  
平成28年3月31日

各都道府県総務部長  
(財政担当課及び市区町村担当課) } 殿  
各指定都市財政担当局長

総務省自治財政局財務調査課長  
(公印省略)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正に伴う  
財政運営上の留意事項等について(通知)

1 法改正に係る留意事項

(1) 第三セクター等に対する短期貸付け

① 地方公共団体から第三セクター等に対して、反復・継続的に短期貸付け(同一年度に貸付と返済の双方が行われる貸付け)を行っているケースが見受けられる。

第三セクター等に対する反復・継続的な短期貸付けは、当該第三セクター等が経営破綻した場合には、地方公共団体に対する返済がなされなくなるおそれがあるため、第三セクター等(地方道路公社、地方土地開発公社、地方独立行政法人以外の者に限る。)に対する短期貸付金のうち、地方公共団体が実質的に負担すると見込まれるものについては、将来負担額として将来負担比率上把握することとした。(改正後の健全化法第二条第四号チ関係)

平成28年度決算からの適用に向けて、具体的な算定式については、今後、健全化法施行規則の改正及び告示の制定を行い、お示しする予定である。

② なお、いわゆる「単コロ」(反復・継続的な短期貸付けで、その返済が出納整理期間に行われるもの)は、地方自治法に定める「会計年度独立の原則」の趣旨に反した不適切な財政運営であるので、早期に解消し、長期貸付け又は補助金の交付等によって対応すべきである。

(2) (略)

2 研究会報告書を受けたその他の留意事項

(1) 年度を越えた基金の繰替運用

- ① 運用の一形態として、基金から一般会計等に会計年度を越える繰替運用を行うという事例が見受けられるが、地方自治法第241条第2項及び第7項に基づき、基金は確実かつ効率的に運用しなければならないとされている。基金の運用にあたっては、その具体的内容に照らし、安全確実性、有利性、流動性(支払準備性、換金性)について満たされているかどうかを検証し、運用の適正化を図ること。
- ② 会計年度を越える基金の繰替運用は、実質的には一般会計等において赤字が生じているにも関わらず、その財政状況が地方公共団体の予算・決算及び健全化判断比率上明らかにされていないことから、住民や議会等が客観的にチェックできるよう、「地方自治法施行規則」(昭和22年内務省令第29号)第16条の2に規定する財産に関する調書において、繰替運用の欄を設けて運用額を記載するなど、具体的な内容を確実に記載することにより、実態に即した情報開示を行うこと。また、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」(平成27年1月23日)に基づき作成される貸借対照表等においても、基金について、繰替運用を行った場合、基金残高と借入金残高を相殺して表示し、その内容を注記することとされており、同様に具体的な内容を確実に記載することにより、実態に即した情報開示を行うこと。
- ③ なお、従来からの取扱いであるが、会計年度を越える基金の繰替運用については、将来負担比率の算定上、当該運用額を充当可能基金から控除する取扱いとなっており、これを確実に行うこと。

# 令和2年度における過疎債・辺地債の留意事項について

## 1 令和2年度地方債計画額（過疎債・辺地債）

- 過疎対策事業債、辺地対策事業債については、引き続き過疎地域の自立促進のための施策を推進し、また、辺地に係る公共的施設の整備を推進するため、前年度と同額を計上

過疎対策事業債	4,700億円（前年度同額）
辺地対策事業債	510億円（前年度同額）

## 2 特別分について（過疎債）

### （1）光ファイバ等整備特別分【新規】

ハード事業のうち、光ファイバ等の整備に関する事業を「光ファイバ等整備特別分」として位置付け、他の事業に優先して同意等予定額を確保

#### <対象事業>

- ・光ファイバの新設 ・光ファイバの高度化を伴う更新 ・ケーブルテレビの光化 ・ケーブルテレビの光ファイバの高度化を伴う更新
- ※ 上記は、拡充後（R2年度～）の地域活性化事業債の「地域情報通信基盤整備事業」と同じ。ただし、地域活性化事業債は「光ファイバの新設」を除き地方単独事業が対象だが、過疎対策事業債は国庫補助事業についても対象

### （2）雇用創出特別分（旧：地方創生特別分）【継続】

平成27年度に創設した「地方創生特別分」については、名称を「雇用創出特別分」に変更のうえ、対象期間を令和2年度まで継続

#### <対象事業>

- ・法人に対する出資 ・地場産業振興施設 ・貸工場・貸事務所 ・観光・レクリエーション施設 ・農林漁業経営近代化施設
- ・商店街振興施設 ・民間雇用につながる高齢者福祉施設や保育所等の新規整備への補助等

## 3 地方公共団体金融機構資金について（過疎債）

- 機構資金について、令和2年度は655億円（前年度比355億円増）とし、貸付対象を全事業に拡大
- 償還期限は30年以内（一部の事業を除く）

## 4 ソフト分（弾力運用分）の取扱い（過疎債）

- 弾力運用分はソフト分の地方債計画額（発行限度額の合算額）から通常分の起債要望額を除いた残額の範囲内での配分であるが、対象となる額が年々減少してきていることから、活用に当たっては、過大に見込むことのないよう留意

# 「奨学金」を活用した若者の地方定着の促進【都道府県の場合】

## 変更のポイント

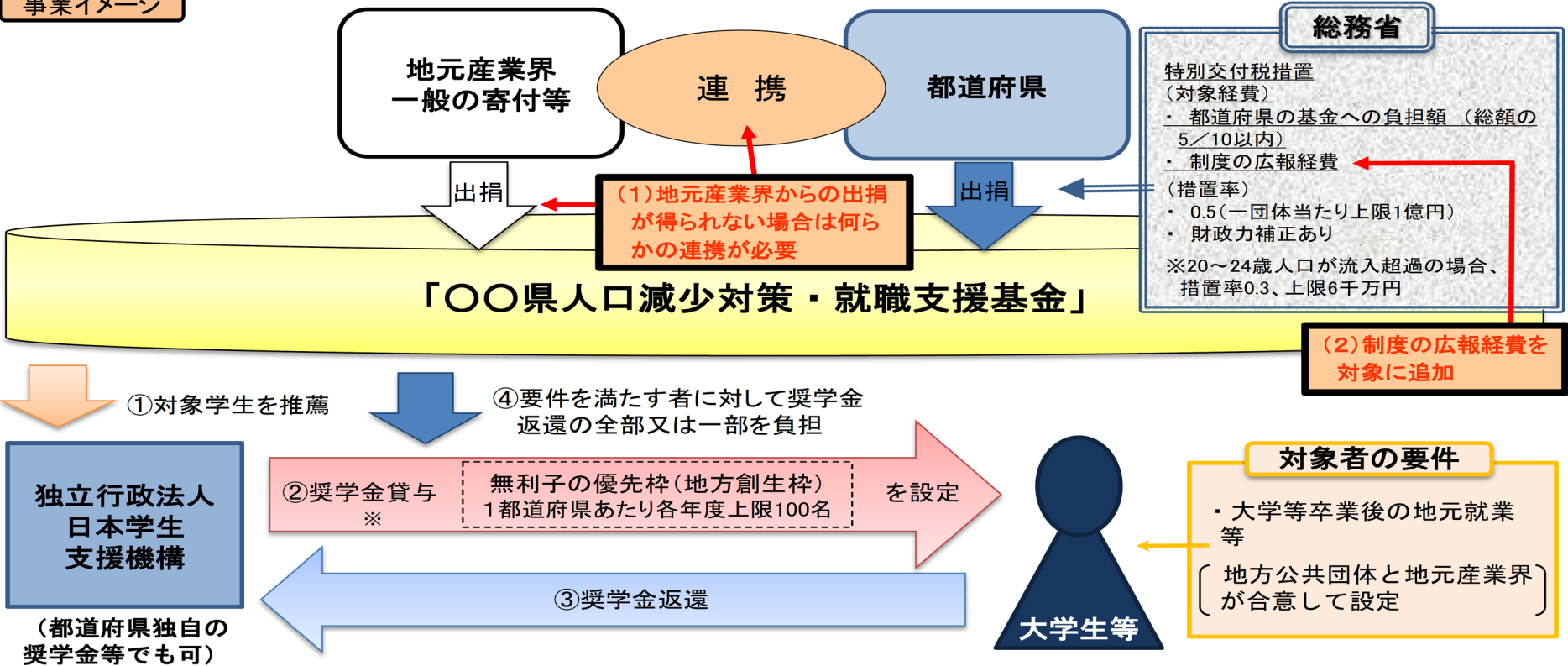
### <対象要件の見直し>

(1) 地元産業界からの出捐が得られない場合は、地元産業界との間で何らかの連携が必要(事業の効果の検証等を行う場としての協議会の設置、支援対象者の審査員としての企業側の参加、奨学金返還支援を受ける者が研修・意見交換を行う場の設置等)

### <特別交付税措置の拡充>

(2) 制度の広報経費を対象に追加

## 事業イメージ



都市部の大学等からの地方企業への就職、地方への若者の定着を促進

※ 図は「地方創生枠」を活用する場合(日本学生支援機構の奨学金以外の奨学金を支援対象とする場合も可)

# 「奨学金」を活用した若者の地方定着の促進【市町村の場合】

## 変更のポイント

### <対象要件の見直し>

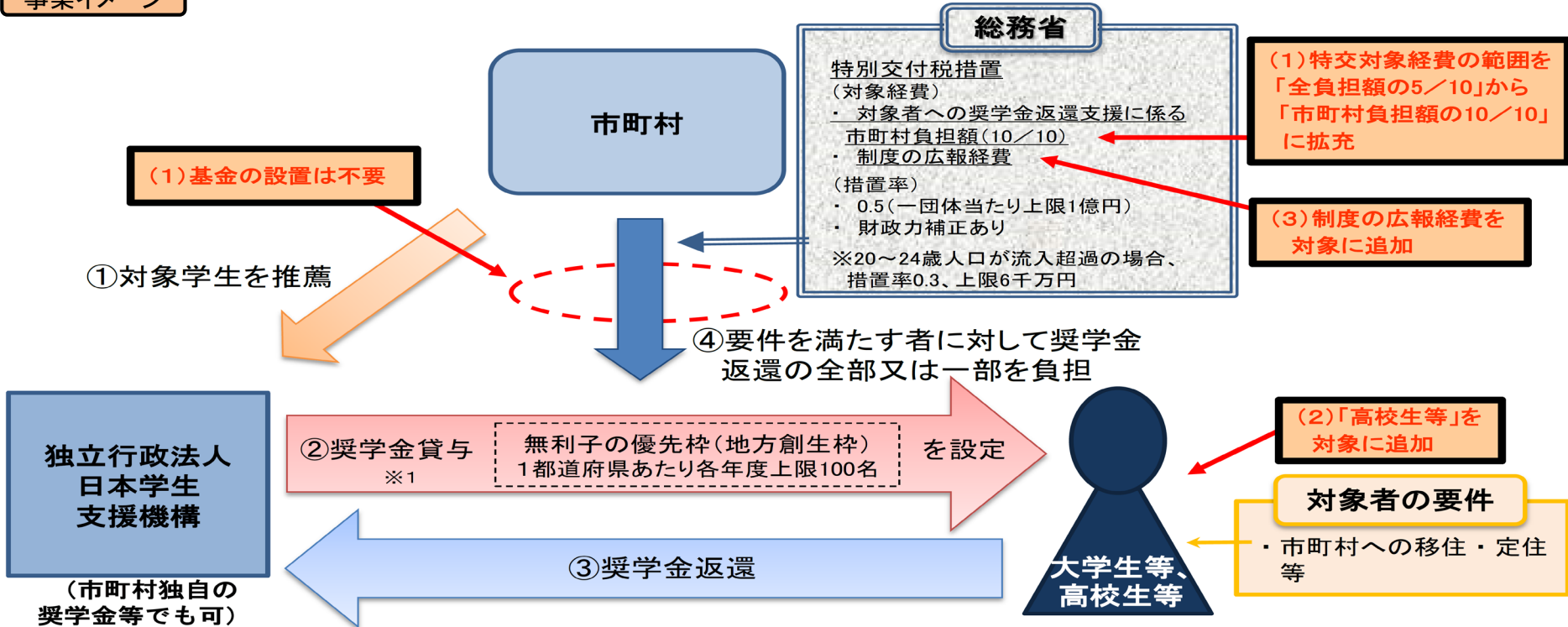
(1) 基金の設置を不要とし、特交対象経費の範囲を「全負担額の5/10」から「市町村負担額の10/10」に拡充

### <特別交付税措置の拡充>

(2) 「大学生等」のほか、「高校生等」を支援対象者に追加

(3) 制度の広報経費を対象に追加

## 事業イメージ



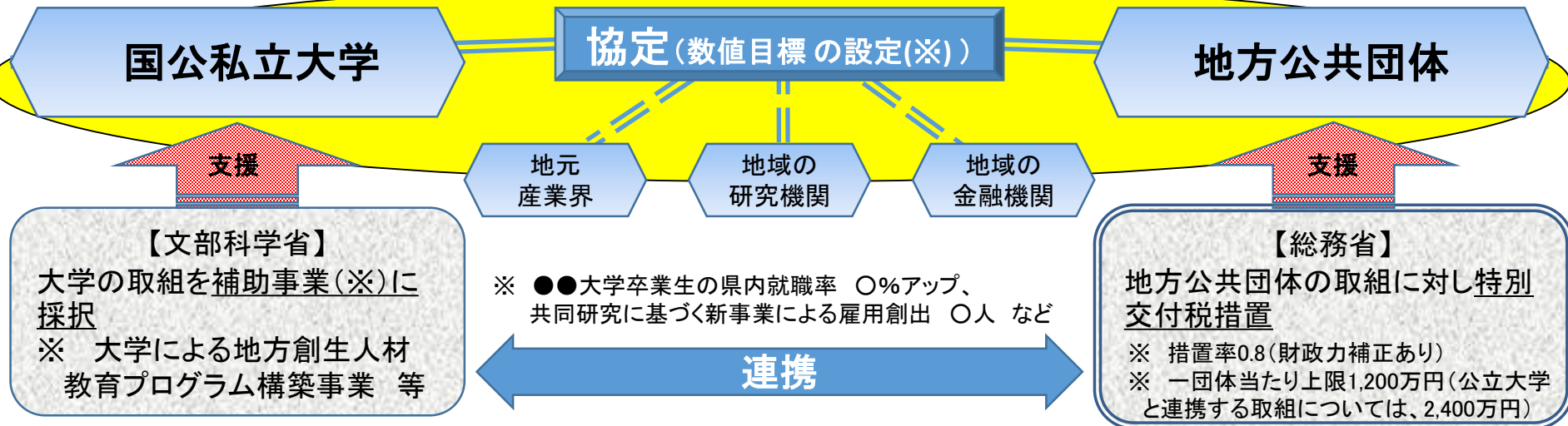
都市部の大学・高校等からの移住・定住等、地方への若者の定着を促進

※1 図は「地方創生枠」を活用する場合(日本学生支援機構の奨学金以外の奨学金を支援対象とする場合も可)

※2 都道府県と合同で、都道府県の制度を利用して運営している市町村については、当該市町村外への移住・定住者に対する支援であっても対象とする。

# 地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の促進

## 事業イメージ



## 【取組例】

大学等の取組	地方公共団体の取組
<b>【取組例1:産業振興】 地方大学、地方公共団体及び地元企業の共同研究による産業振興</b>	
地元企業との連携により、地域のブランド産品・固有産業技術の開発、地域産品の6次産業化、産品展開のための販路開拓やマーケティングの研究等を実施	地方公共団体設立の研究施設(例:産業技術センター)による共同研究、研究開発委託、大学や地元企業間の連絡調整、販路開拓の支援(物産展への出品等)、マーケティング支援等を実施
<b>【取組例2:就職時対策】 地元企業と学生のマッチングによる地元企業との関わりの強化</b>	
地元産業界と連携した、地元企業における長期インターンシップ等、実践的な職業教育を実施(必須科目化・単位認定)	大学や地元企業間の連絡調整、インターン先企業の開拓、インターンシップ生の受入れ、地元産業界から大学への講師派遣支援等を実施
<b>【取組例3:入学時対策】 ICTやサテライトキャンパスを活用した都市部の大学との単位互換を通じた地元大学への入学促進</b>	
地方大学進学者がその居住する地域において、都市部の大学の授業をICTやサテライトキャンパスを活用して受講・単位修得する機会を提供(単位互換により在学している地方大学の単位として認定する)	受講スペースの提供、通信費等増嵩経費の一部負担等を実施

※ 公立大学と連携する取組については、文部科学省の補助事業に採択されないものであっても、地方公共団体の取組に対し特別交付税措置